

景品表示法の改正（H26.12.1施行）について

1 概 要

昨年度、ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供する等、食品表示等に係る不正事案が多発したことを受け、都道府県をはじめとする消費者行政の体制整備等、不当表示に対する監視指導体制の強化を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が平成26年6月13日に公布され、平成26年12月1日に施行された。

2 主な改正内容

(1) 行政の監視指導体制の強化

- ・消費者庁長官の権限の一部（措置命令権限、合理的根拠提出要求権限）が都道府県知事に付与される等、監視指導体制が強化された。

(2) 事業者の講すべき表示等の管理上の措置

- ・食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制が明確化された。

3 景品表示法に係る対応状況

(1) 研修会の開催

研修会名	実施日	場 所	参加者数	主 催 者
景品表示法の食品関係事業者向け説明会	26.5.7	岡山市	約90名	岡山県県民生活部 くらし安全安心課
	26.5.8	倉敷市	約70名	
	26.5.20	津山市	約40名	
備前地域食品表示研修会	26.11.18	岡山市	約60名	備前県民局
備中地域食品表示研修会	26.12.1	倉敷市	約100名	備中県民局
美作地域食品表示研修会	26.12.3	津山市	約90名	美作県民局

(2) 店舗啓発の実施

県内小売店舗に対して実施するJAS法調査時に併せ、啓発を実施中（約110店舗）

(3) 相談等対応状況（※平成27年1月末現在）

相談件数：61件（情報提供22件、内、文書指導1件）

4 その他の対応

本県では、従来、知事の特例条例により、岡山市及び倉敷市に対して、違反事業者に対する指示等の権限を移譲していたが、今回の法改正により、当該事務自体が廃止されたことを受け、新たな権限（措置命令権限、合理的根拠提出要求権限）は移譲せず、県で一元的に事務を執行することで法執行の効率化を図ることとしている。

また、平成27年度予算では、県の監視指導体制を強化するため、食品表示等指導員1名の配置を要求している。

